

大阪長野道院だより



2・3月の主な行事予定

- 2月 8日(土) 昇級考試 9:00~11:00 武道館 8級~4級受験者
- 2月24日(月・振) 審判講習会 9:00~17:00 ASUE アリーナ大阪 四段以上の拳士
- 3月 1日(土) 昇級考試 9:00~11:00 武道館 8級~4級受験者
- 3月 2日(日) 昇級考試 9:00~11:00 千代田道場 3級~1級受験者
- 3月 9日(日) 昇段考試・武専 8:30~ 吹田市立武道館「洗心館」



河南小教区新春法会(しんしゅんほうえ)



1月19日(日)大阪三日市道院占有道場にて、河南小教区(大阪千代田道院、大阪三日市道院、富田林道院、大阪狭山道院、美加の台スポーツ少年団、大阪狭山南スポーツ少年団、大阪長野道院)の「新春法会」が行われました。新春法会は河南小教区に所属する各所属長や幹部拳士が集まって、今年一年の志を立てる行事として毎年始に実施しています。

小教区長である古谷貴紀道院長から次のようなお話がありました。「私たち少林寺拳法を修行する拳士は、平和で豊かな理想境を創るため、仲間と共に力を合わせて、自分の身近な集団から変えていかなければなりません。私たちは仲間です。仲間は単なる友達とは違います。それは、同じ志を持った者同士のことです。今年も、仲間と共に精進し河南地区をさらに発展させていきましょう。」その後、僧階講習会を実施し、「布教の意義」や「戦後新興宗教が興隆した理由」などについて学び、とても有意義な時間を共有しました。

人は誰もが可能性の種子を持つ

大阪市生野区で2018年、聴覚支援学校に通う女兒(当時11)が重機にはねられ死亡し、将来得られたはずの「逸失利益」が争われた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁は20日、平均賃金の85%とした一審・大阪地裁判決を変更し、健常者と同額を認めました。遺族の弁護士によると、「逸失利益」を健常者と同額とした司法判断は初めてだということです。女兒は学年相応の学力があってコミュニケーション能力は高く、難聴があっても「補聴器や手話などを活用し、健常者に劣らない能力を発揮していた」と周りの人たちは証言しています。現在、障がい者が直面する壁は社会が合理的配慮で取り除くべきだという考えの下、様々な法整備がなされ技術革新が進んでいることを踏まえれば、将来は「ささやかな合理的配慮」で健常者と同じ条件で働けると予想できたと判決では指摘されています。

私は、この裁判の一審判決を知った時から非常に関心をもって見ていました。障がいのある人が生み出す価値は、健常者の85%しかないなどと誰が決めることができるのでしょうか。この判決は人の可能性を様々な条件から限定的に見るもので、女兒の親の立場から見れば、我が子のこれまでの努力を否定されたような気持ちであったと思います。この裁判には様々な方々の応援があり、特に、障がいのある弁護士の方々が、自ら裁判の応援を買って出られたといいます。障がいのある弁護士の方々は、「私たちが健常者と同等の労働力を発揮しているという生きた証拠である」と仰っています。高裁の判決は、こうした人たちの支援によって、画期的な結果となりました。

開祖は、「人はダーマの分霊を持つ可能性の種子である。」と仰いました。この種子は様々な良き環境の下、「縁起の法則」に従って正しく学び、正しく生きることによって必ず開花するものです。私も、これまで長年にわたって多くの門下生や卒業生を見て参りましたが、この人がこんなに素敵な人になるなんて、と驚いたことが数多くあります。人の可能性は誰にも見限ることはできません。良い環境の中、正しく学び正しく生きれば、与えられた種子を、たとえ今は芽が出なくとも必ず開花させることができるのです。自分の可能性を信じて、これからも精進していきましょう。

